

(住宅における火災の予防の推進)

第 28 条の 7 奈良県広域消防組合（以下「組合」という。）は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進
- (2) 住民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進

2 組合を構成する市町村の住民は、住宅における火災の予防を推進するため、第 28 条の 3 第 1 項に定める住宅の部分のほか、台所その他の火災発生のおそれが大であると認められる住宅の部分における住宅用防災警報器等の設置に努めるものとする。

**【解釈及び運用】**

- 1 「努めるものとする」とは、住宅防火に関して、市民に努力義務を課したものである。